

「経營業務の管理責任者」に係る要件確認書類一覧（平成30年4月1日以降適用）

経験が認められるためには、①経験期間の証明と②経験業種の証明が必要となります。

また、審査の際に必要なが生じた場合には、別途資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知ください。

●法第7条第1号のイに該当する場合

※許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務管理責任者としての経験を有している場合

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 個人企業の事業主としての経験が5年以上の場合。	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し（住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。以下同様。） 許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <p><u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し（住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。以下同様。） 許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <p><u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の事業種目欄において、申請業種が明確に分かる必要があります。 確定申告書の事業種目欄で業種内容が不明確な場合は、申請業種が明確に分かる工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
② 法人の役員として経験が5年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <p>登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種（申請業種が含まれていることが必要）、許可期間を付記して下さい。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <p>登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業種が明確に分かる工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
③ 営業所長、支店長、又は支配人の経験が5年以上の場合	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <p>在職した事業所の建設業許可申請書又は変更届出書の写し</p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <p>建設業許可申請書の別表等当該営業所が営んでいた許可業種が確認できる資料</p>	

※上記①～③の経験を組み合わせて5年以上の場合は、①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類を提出してください。

●法第7条第1号のロに該当する場合（※許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6年以上経營業務管理責任者としての経験を有している場合）

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 個人企業の事業主としての経験が6年以上の場合。	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <p><u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <p><u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の事業種目欄において建設業を営んでいたことが証明できない場合は、経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
② 法人の役員として経験が6年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <p>登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <p>登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
③ 営業所長、支店長、又は支配人の経験が6年以上	<p>P20の「③営業所長、支店長、又は支配人の経験が5年以上の場合」を参考にして下さい。</p>	
④ 法人の執行役員としての経験が6年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の業務分掌規程及び組織図 ・取締役会の議事録、執行役員規定、文書決裁規定等の写し <p>（※代表者による原本証明が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の業務分掌規程及び組織図 ・取締役会の議事録、執行役員規定、文書決裁規定等の写し <p>（※代表者による原本証明が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。

※上記①～④の経験を組み合わせる場合は、①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類を提出して下さい。

●法第7条第1号のロに該当する場合※許可を受けようとする建設業に関し、経營業務管理責任者に準じる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有している場合

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 法人の執行役員としての経験が5年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人の業務分掌規程及び組織図 取締役会の議事録及び執行役員規定等（※代表者による原本証明が必要） 登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人の業務分掌規程及び組織図 取締役会の議事録及び執行役員規定等（※代表者による原本証明が必要） 登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業種が明確に分かる工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
② 法人の役員、組合理事、支店長、営業所長、又は支配人に次ぐ職制上の地位を6年以上経験している場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人等の業務分掌規程及び組織図（当該役職が、役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できるものに限る） <p>※代表者による原本証明が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人等の決裁規定の写し（当該役職等が、経營業務の執行に関し、役員等に準ずる権限を有することが確認できるものに限る） <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人等の業務分掌規程及び組織図（当該役職が、役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できるものに限る） <p>※代表者による原本証明が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人等の決裁規定の写し（当該役職等が、経營業務の執行に関し、役員等に準ずる権限を有することが確認できるものに限る） <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業種が明確に分かる工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。
③ 個人企業の事業主の相続人又は親族（親子、配偶者、兄弟等）が、経營業務を補佐した経験を6年以上有している場合	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し（住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。）で事業専従者の欄にその者の氏名が記載されているもの <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記して下さい。 	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の写し（住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。）で事業専従者の欄にその者の氏名が記載されているもの <p>②許可を受けようとする業種の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業種が明確に分かる工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出して下さい。

※上記①～③の経験を組み合わせて6年以上の場合は①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類を提出してください。

※法第7条第1号のロに該当する場合の注意点

- ・6年以上の経験について、複数の業種区分にわたるものでも可。
- ・許可を受けようとする建設業に関する経營業務の補佐経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験が通算6年以上ある場合でも可。
- ・法人、個人又はその両方において、6年以上の経營業務の補佐経験を有する者については、許可を受けようとする者が法人であるか個人であるかを問わず該当。

【特記事項】

○以下に該当する場合は、上記に求める経験確認書類の提出は、原則不要です。

- (1) 建設業の許可を受けている個人企業が、法人を設立したことに伴い、法人として新たに新規許可申請（法人成新規申請）を行う場合において、個人企業時代の事業主が引き続き当該法人の経營業務の管理責任者となる場合
- (2) 建設業の許可を受けている法人が営業譲渡を行い、営業譲渡先の法人が許可申請を行う場合において、営業譲渡を行った法人で経營業務の管理責任者として登録をされていた者が引き続き営業譲渡先の法人で経營業務の管理責任者となる場合
- (3) 建設業の許可を受けている法人が吸収合併される場合において、吸収した側の法人（存続会社）が許可申請を行う場合において、吸収合併をされた法人（消滅会社）で経營業務の管理責任者として登録されていた者が引き続き存続会社の経營業務の管理責任者となる場合
- (4) その他、上記のケースと同等と認められる場合